



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

139	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
140	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
141	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	3
142	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
143	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
144	生活保護法による指定医療機関の変更	(").....	3
145	救急病院の認定	(医務課).....	4
146	"	(").....	4
147	"	(").....	4
148	"	(").....	4
149	"	(").....	5
150	"	(").....	5
151	"	(").....	5
152	"	(").....	5
153	"	(").....	5
154	"	(").....	6
155	"	(").....	6
156	"	(").....	6
157	"	(").....	6
158	"	(").....	6
159	"	(").....	7
160	救急診療所の認定	(").....	7
161	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数	(国民健康保険課).....	7
162	南紀用土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	8
163	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録の失効	(果樹園芸課).....	8
164	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録	(").....	8
165	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新	(").....	8
166	紀北地域森林計画の変更	(林業振興課).....	8
167	紀中地域森林計画の変更	(").....	9
168	紀南地域森林計画の変更	(").....	9
169	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
170	道路の供用開始	(").....	9
171	道路の区域変更	(").....	10
172	道路の供用開始	(").....	10
173	道路の区域変更	(").....	10

174 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 11

175 和歌山県ICT活用教育グランドデザイン設計及び次期教育ネットワーク調達支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 11

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 14

〃 (〃)..... 14

〃 (〃)..... 14

入札公告 (教育委員会)..... 15

○ 監査公表

監査公表第4号 18

告 示

和歌山県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日薬新 6-26	日高会営調剤薬局	日高郡美浜町和田1138-120	令和 4.12.4

和歌山県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有田周辺広域圏事務組合	有田市箕島50番地	ショートステイ潮光園	有田郡湯浅町湯浅2600番地3	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	令和 3.3.31
社会福祉法人萩原会	伊都郡九度山町河根807-64	友愛苑ヘルパーステーション	伊都郡九度山町河根807-64	訪問介護・介護予防訪問介護	令和 4.10.31
バイカル株式会社	橋本市神野々1109-2	居宅介護支援事業所 ばいかるかつらぎ	伊都郡かつらぎ町笠田東15-2	居宅介護支援	令和 4.11.30
社会福祉法人恩賜財団済生会支部和歌山県済生会	和歌山市手平二丁目1番2号	ショートステイ潮光園	有田郡湯浅町湯浅2600番地3	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	令和 4.11.30
有田周辺広域圏事務組合	有田市箕島50番地	特別養護老人ホーム 潮光園	有田郡湯浅町湯浅2600番地3	介護老人福祉施設	令和 4.11.30

和歌山県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
有医新 16-26	野田医院	有田郡有田川町庄574番地	令和 4. 4. 30

和歌山県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
日薬新 13-04	日高会営調剤薬局	日高郡美浜町和田1138-341	令和 4. 12. 5

和歌山県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部和歌山県済生会	和歌山市手平二丁目1番2号	ショートステイ潮光園	有田郡湯浅町湯浅2343番地1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	令和 4. 12. 1
有田周辺広域圏事務組合	有田市箕島50番地	特別養護老人ホーム潮光園	有田郡湯浅町湯浅2343番地1	介護老人福祉施設	令和 4. 12. 1

和歌山県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月3日

指 定 番 号	変更事項(名称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
橋薬新 42-03	タイコー堂薬局高野口店	そうごう薬局高野口店	橋本市高野口町名倉186-1	令和 4.12.1
紀薬新 41-03	タイコー堂薬局粉河店	そうごう薬局紀の川粉河店	紀の川市粉河451-11	令和 4.12.1
日薬新 10-03	ティエム薬局川辺店	そうごう薬局川辺店	日高郡日高川町土生160-4の内	令和 4.12.1
日薬新 11-03	タイコー堂薬局印南店	そうごう薬局印南店	日高郡印南町島田1164-1	令和 4.12.1

和歌山県告示第145号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 和歌山生協病院
- 2 所在地 和歌山市有本143-1
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第146号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 日本赤十字社和歌山医療センター
- 2 所在地 和歌山市小松原通四丁目20番地
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第147号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 医療法人 青松会 河西田村病院
- 2 所在地 和歌山市島橋東ノ丁1-11
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第148号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 医療法人裕紫会 中谷病院

- 2 所在地 和歌山市鳴神123-1
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第149号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第150号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 中江病院
- 2 所在地 和歌山市船所30-1
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 橋本病院
- 2 所在地 和歌山市堀止南ノ丁4-31
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第152号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 伏虎リハビリテーション病院
- 2 所在地 和歌山市屋形町1-11
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第153号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 石本病院
- 2 所在地 海南市船尾365
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第154号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 整形外科北裏病院
- 2 所在地 御坊市湯川町小松原454
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第155号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 北出病院
- 2 所在地 御坊市湯川町財部728-4
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第156号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 医療法人 研医会 田辺中央病院
- 2 所在地 田辺市南新町147
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第157号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 国保野上厚生総合病院
- 2 所在地 海草郡紀美野町小畑198
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第158号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

- 1 名称 西岡病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島278-1
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第159号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 国保すさみ病院
- 2 所在地 西牟婁郡すさみ町周参見2380
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第160号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 辻整形外科
- 2 所在地 海南市築地1-50
- 3 有効期限 令和8年1月31日

和歌山県告示第161号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

令和4年和歌山県告示第107号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数）は、令和5年2月3日限り廃止する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

算定政令第9条第3項の知事が定める数	1
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.8400092215631
算定政令第9条第8項の知事が定める数	0.9945776330607
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.8460232331808
算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.999999981304
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.8459770931465
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.999999948027
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

和歌山県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南紀用土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和5年1月19日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 櫻山嘉行 日高郡みなべ町筋341番地

和歌山県告示第163号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第790号	混合有機質肥料	骨粉入り油かす	窒素全量5.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡二丁目7番67号	令和5.1.23

和歌山県告示第164号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第794号	混合有機質肥料	骨粉入り油かす	窒素全量5.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡二丁目7番67号	令和8.1.22

和歌山県告示第165号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第791号	混合有機質肥料	骨粉油かす入り	窒素全量4.0 りん酸全量20.0	公定規格のとおり	東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡二丁目7番67号	令和11.2.26

和歌山県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀北地域森林計画

を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は省略し、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市下鞆淵字露谷605番5地 先から同市下鞆淵字露谷605番2 地先まで	旧	4.99 } 10.51	78.97	
同上	新	8.93 } 61.74	79.00	

和歌山県告示第170号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市下鞆淵字露谷595番1地先から同市下鞆淵字露谷605番2地先まで

供用開始の期日 令和5年2月3日

和歌山県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 八軒家鳴神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市出島字大窪り281番1地先から同市鳴神字上川田711番61地先まで	旧	6.12 ） 8.03	147.38	
同上	新	6.12 ） 36.00	197.92	

和歌山県告示第172号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 八軒家鳴神線

供用開始の区間 和歌山市出島字大窪り281番1地先から同市鳴神字上川田711番61地先まで

供用開始の期日 令和5年2月4日午前5時

和歌山県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

る。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町西谷字東谷607番4地先から同市上野字洞773番地先まで	旧	2.64 ） 15.75	4,502.55	東谷橋 L=12.20 西ノ谷橋 L=7.00
同上	新	2.64 ） 15.75	4,502.55	東谷橋 L=12.20 西ノ谷橋 L=7.00
同上	新	7.70 ） 38.27	1,801.75	仮称西谷6号橋 L=33.50 仮称西谷7号橋 L=98.00 仮称1号トンネル L=417.00

和歌山県告示第174号

令和4年度モニタリングポストの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
モニタリングポスト 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年1月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番地の10
- 5 落札金額
31,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,850,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年11月22日

和歌山県告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

和歌山県ICT活用教育グランドデザイン設計及び次期教育ネットワーク調達支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県ICT活用教育グランドデザイン設計及び次期教育ネットワーク調達支援業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和5年2月3日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）及び（10）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

- (10) 仕様書に定める要員要件を満たすプロジェクトマネージャーを配置することができる者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- なお、コンソーシアムにあっては、ア及びコの書類については代表者が、ケの書類については2の(9)及び(10)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目
- （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- カ 役員調書
- キ 誓約書
- ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））
- ケ 2の(9)及び(10)の要件を満たすことを証する契約書その他書類の写し
- コ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年2月3日（金）から同月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年2月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 令和5年2月3日（金）から同年3月3日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和5年2月27日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3707

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和5年3月15日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画用途地域

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月3日

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

和歌山県ICT活用教育グランドデザイン設計及び次期教育ネットワーク調達支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年2月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和5年度
 - (2) 業務の名称
和歌山県ICT活用教育グランドデザイン設計及び次期教育ネットワーク調達支援業務
 - (3) 業務の内容
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
令和5年和歌山県告示第175号に規定する和歌山県ICT活用教育グランドデザイン設計及び次期教育ネットワーク調達支援業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館7階
和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課
 - (2) 期間
令和5年2月3日（金）から同月17日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、令和5年2月3日（金）午前9時から同月17日（金）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 入札執行の場所及び日時等
 - (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館6階 教育委員会室

イ 入札日時

令和5年3月16日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年3月15日（水）午後5時30分までに和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアム

としてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3707

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、令和5年2月和歌山県議会定例会において、令和5年度和歌山県一般会計当初予算案その他関連議案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Support for making Grand design of ICT utilizing education in Wakayama and Specification of next educational network

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 16 March 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 15 March 2023)

- (3) Contact point for the notice :

Prefectural School Education Division of Wakayama Prefectural Board of Education,
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3707

FAX 073-441-3652

e-mail e5002001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

令和4年3月16日付け監査報告第24号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月3日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県公営競技主催者協議会

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 預り金残高の内訳を把握しておらず、歳入として計上すべき額を計上していなかったことにより、和歌山県公営競技主催者協議会に対する県負担金が過大に交付されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 預り金の管理に当たっては、出納簿を新たに作成し、担当者以外においても残高の内訳を把握可能な体制に改めた。</p>

2 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 会計処理規程では、歳入簿・支出予算差引簿を備えるよう定められているが、一括して出納簿で管理していたので、適正に処理されたい。 (2) 補助対象である委託契約書及び変更契約書に貼付した収入印紙において、印紙税額の誤りにより過貼付となっていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 会計処理規程に基づき、歳入簿と支出予算差引簿を作成し、適正な収支予算の管理に努めることとした。 (2) 過貼付となっていた印紙税額について県に報告し、補助金の返還手続を行った。</p>

3 公立大学法人和歌山県立医科大学

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 長期継続契約において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 公立大学法人和歌山県立医科大学長期継続契約実施要領に定められた決裁区分について、関係職員に再度周知するとともに、決裁時の確認の徹底を図った。</p>

4 みんなでつくる和歌川河川公園の会

(和歌山県和歌川河川公園)

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 有料施設の利用料金の減免において、減免金額の算出を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。 所管課に対する注意事項 和歌川河川公園において、協定書に定める有料施設の利用料金の減免金額の算出を誤っている事例があったので、指定管理者に対し、適正に指導されたい。</p>	<p>注意事項 減免金額の算出を誤り、過徴収した利用料金については、利用者に返金を行った。 所管課に対する注意事項 減免金額の算出を誤っていたことについて、指定管理者に適切に処理するよう、指導を行った。 また、指定管理者が減免金額の算出を誤り、過徴収した利用料金については、利用者に返金を行った。</p>